

入札公告（電子入札）

建築基準法第12条建築物点検業務委託について、下記のとおり一般競争入札（事前審査方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年7月28日

群馬県警察本部長 丸山 潤

記

1 担当部局

〒371-8580

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110
内線2214～2216

2 業務概要等

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 業 務 名 | 建築基準法第12条建築物点検業務委託 |
| (2) 実施場所 | 群馬県前橋市総社町1-9-3 前橋警察署他31箇所 |
| (3) 業務概要 | 入札説明書による |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から令和9年3月26日 |

3 入札参加資格

この公告の業務委託の条件付き一般競争入札（事前審査方式）に参加できる者は、群馬県財務規則（平成3年群馬県財務規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度の建設工事に係る建設コンサル業者入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、次に掲げる条件を満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 資格者名簿において、群馬県内に本店、支店又は営業所があること。

4 入札説明書の配布期間、場所及び方法

- (1) 配布期間 令和8年7月28日（火）午前9時～令和8年8月6日（木）午後4時までの毎日
- (2) 配付方法 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

上記による入手が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

5 入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出期間及び方法

- (1) 提出期間 令和8年7月28日（火）午前9時～令和8年8月6日（木）午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
- (2) 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

上記による入手が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

6 入札手続等

- (1) 入札開始日時 令和8年8月19日（水）午前9時00分
- (2) 入札書提出締切日時 令和8年8月21日（金）午後4時00分
- (3) 開札予定日時 令和8年8月24日（月）午前9時00分
- (4) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札
- (5) 低入札価格調査制度 あり

7 その他

詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

建築基準法第12条建築物点検業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年7月28日（火）

2 契約者 群馬県警察本部長 丸山 潤

3 担当部局

〒371-8580

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話 027-243-0110

内線 2214～2216

FAX 027-221-0881

4 業務委託概要等

(1) 業 務 名 建築基準法第12条建築物点検業務委託

(2) 実施場所 群馬県前橋市総社町1-9-3 前橋警察署他31箇所

(3) 業務概要 別紙「建築物点検業務共通仕様書・建築物点検業務特記仕様書」のとおり

(4) 履行期間 契約締結日から令和9年3月26日

5 条件付き一般競争入札（事前審査方式）に参加する者に必要な資格

この公告の業務委託の条件付き一般競争入札（事前審査方式）に参加できる者は、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度の建設工事に係る建設コンサル業者入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、次に掲げる条件を満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(3) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、資本関係及び人的関係は、次に掲げる事項である。

資本関係及び人的関係がある場合、入札辞退者を決めることを目的に当事者間で連

絡を取ることは、群馬県競争入札心得第7条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

- ア 親会社（会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第3条第3項の規程による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規程する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規程する再生手続き（以下「再生手続」という。）が継続中である会社を除く。以下同じ。）
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

- ア 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続きが継続中の会社である場合は除く。

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により、業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者

- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 資格者名簿において、群馬県内に本店、支店又は営業所があること。

6 入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) この公告の業務委託の競争入札の参加希望者は、次に従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。申請期限日までに申請書及び資料を提出しない者は、この公告の競争入札に参加することができない。

① 提出期間 令和8年7月28日（火）午前9時～令和8年8月6日（木）午後4時までの毎日（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

② 提出場所 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

上記による提出が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

(2) 提出する書類は、次のとおりとする。

① 入札参加資格確認申請書（様式第1）

② 本業務に必要な資格（一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員）保有者名簿及びその資格を疎明する資料（資格者証の写し等）

(3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出をもって行うものとし、その結果は令和8年8月7日（金）までにぐんま電子入札共同システムにより通知する。

(4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札資格があると認められたものが指名停止措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すとともに、ぐんま電子入札共同システムにより通知する。

(5) その他

① 申請する書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 群馬県警察本部は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された書類は、返却しない。

④ 提出期限日以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書に関する問い合わせ先

3に同じ

7 特記仕様書別添「点検施設一覧表」の閲覧等

(1) 閲覧期日及び閲覧場所

① 閲覧期間 令和8年7月28日（火）～令和8年8月20日（木）までの毎日午前9時から午後5時までの間（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。）

② 閲覧場所 3に同じ

8 入札、仕様書等に対する質疑

入札、仕様書等について、疑義が生じた場合は、次により文書で質疑すること。

(1) 提出書式

質問書（様式第2）

(2) 受付期間

令和8年7月28日（火）～令和8年8月6日（木）までの毎日、午前9時から午後5時までとする。（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出方法

FAX又は持参とする。

(4) 提出場所

3に同じ

(5) (1)により説明を求められたときは、令和8年8月17日（月）までに説明を求めた者に対し、FAXにより回答する。

(6) (5) の質問に対する回答は、閲覧に供する。

① 閲覧期間 令和8年7月28日(火)～令和8年8月20日(木)までの毎日午前9時から午後5時までとする。(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。)

② 閲覧場所 3に同じ

9 現場説明会

行わない。

10 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札開始日時 令和8年8月19日(水) 午前9時00分
- (2) 入札書提出締切日時 令和8年8月21日(金) 午後4時00分
- (3) 開札予定日時 令和8年8月24日(月) 午前9時00分
- (4) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札
- (5) 入札執行場所 3に同じ

11 入札方法等

- (1) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札
- (2) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、規則、建設事業に係る業務委託事務取扱要綱及び群馬県競争入札心得の規定を守ること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (7) 2回目の入札において落札候補者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

12 入札保証金 免除

13 契約保証金 免除

14 低入札価格調査制度 あり

15 開札

開札は、10に掲げる日時において、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行う。

また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

16 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札参加資格がない者が行った入札
 - ② 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - ③ 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ④ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - ⑤ ICカードを不正に使用した者の入札
 - ⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

17 落札者の決定方法

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、全ての入札が調査基準価格以上の価格であった場合は、最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 前記(1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札を行った者が2人以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 調査基準価格を下回る入札があった場合は、「保留」とし、履行の確保が図れるか否かを調査した上で、落札者を後日決定することとし、入札を終了する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の調査に協力すること。
- (4) 前記(3)の場合の落札者の決定結果については、落札者及び入札参加者に対して文書で通知する。

18 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、令和8年8月7日（金）から令和8年8月17日（月）までの間（ただし、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び正午から午後1時までの時間を除く。）に、群馬県警察本部に対して入札参加資格がないと認めた理由について、入札参加資格確認通知書についての説明申込書（様式第3）により、説明を求めることができる。

19 業務委託契約書の作成

別添契約条項（案）により契約書を作成するものとする。

20 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、群馬県競争入札心得を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸 山 潤 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

令和 8 年 7 月 2 8 日付けで条件付き一般競争入札公告のありました「建築基準法第 1 2 条建築物点検業務委託」に係る入札に参加する資格について確認されたく、必要書類を添えて申請します。

なお、下記の要件については事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- | | | |
|---|--|--------------|
| 1 | 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4（破産者等） | 該当する ・ 該当しない |
| 2 | 群馬県財務規則第 1 7 0 条第 2 項（入札参加制限） | 該当する ・ 該当しない |
| 3 | 群馬県の指名停止措置 | 該当する ・ 該当しない |
| 4 | 会社更生法・民事再生法に基づく手続開始の申し立て | 該当する ・ 該当しない |
| 5 | 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係
（役員名) | 有り・無し |
| 6 | 本店、支店又は営業所の所在地が群馬県内である | 該当する ・ 該当しない |

質 問 書

入札事業名	建築基準法第 1 2 条建築物点検業務委託	
送付年月日	令和 年 月 日	
称号又は名称		
担当者名	氏 名	
	電 話	
	F A X	
質 問 内 容		

※ 回答については、F A Xにより回答する。

入札参加資格確認通知書についての説明申込書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸 山 潤 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和 8 年 7 月 2 8 日付けで条件付き一般競争入札公告のありました「建築基準法第 1 2 条建築物点検業務委託」に係る入札参加資格確認通知書において、入札参加資格のない旨通知を受けましたが、さらにその理由の説明を求めたいので、下記の書類を添えて申し込みいたします。

なお、下記の要件については事実と相違ないことを誓約いたします。

記

添付書類

- 1 入札参加資格確認通知書の写し
- 2 同上通知書中で入札参加資格がないと認めた理由に対する反証及びその根拠書類

建築物点検業務共通仕様書

第1節 一般事項

1-1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検に適用する。
- (2) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から③の順番とする。
 - ① 契約書
 - ② 特記仕様書
 - ③ 共通仕様書

1-2 用語の定義

共通仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「施設管理担当者」とは、契約書に規定する施設管理担当者をいい、建築物等の管理に携わる者をいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。
- (3) 「業務責任者」とは、契約書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
- (4) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。
- (5) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (6) 「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (8) 「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が仕様書との適否を確認することをいう。
- (10) 「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
- (11) 「特記」とは、「1-1 適用」の（3）の①及び②に指定された事項をいう。

- (12) 「業務の検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (13) 「作業」とは、本仕様書で定める建築物等の定期点検、臨時点検に当たることをいう。
- (14) 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (15) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。
- (16) 「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (17) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいう。
- (18) 「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。
- (19) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

1－3 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

1－4 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節 業務関係図書

2－1 業務計画書

- (1) 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合において施設管理担当者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

2-2 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

2-3 貸与資料

- (1) 貸与資料は、特記による。なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。
- (2) 受注者は、貸与資料の引渡し時に、貸与資料の品名、数量等を記載した受領書又は借用書を施設管理担当者に提出する。ただし、施設管理担当者の指定する場所において閲覧する場合はこの限りでない。

2-4 業務の記録

- (1) 施設管理担当者と協議した結果について記録を整備する。
- (2) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。
- (3) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- (4) (1) から (3) の記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

第3節 業務の管理

3-1 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

3-2 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者を定め特記した項目を施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (3) 業務責任者は建築士の資格を有するものとし、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

3-3 業務条件

- (1) 業務を行う日及び時間は、特記による。
- (2) 契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

3-4 業務の安全衛生管理

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

3-5 火気の手扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

3-6 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節 業務の実施

4-1 業務担当者

- (1) 受注者は、業務担当者を定め、特記した項目を施設管理担当者に届け出る。また、業務担当者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (3) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

4-2 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。

4-3 服装等

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。
- (2) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

4-4 施設管理担当者の立会い

作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

4-5 施設管理担当者の検査

要請があった場合は、施設管理担当者の検査を受けるものとする。

4-6 業務の報告

業務責任者は、特記により、点検の結果を記載した報告書を作成し、施設管理担当者へ報告する。

4-7 報告書の書式等

報告書の書式は、特記による。

4-8 点検の範囲

- (1) 定期点検及び随時点検の対象部分等は、特記による。
なお、別紙に示す建物にあっては、外壁の全面打診調査の対象であるため、別紙も参照すること。
- (2) 特記した対象部分について特記に示す点検内容を実施し、その結果について報告する。なお、特記した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、施設管理担当者に報告する。

4-9 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- (2) 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。
- (3) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (4) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

4-10 応急措置等

- (1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (3) 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

4-11 点検の省略

- (1) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
 - ① 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
 - ② 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
 - ③ 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
 - ④ 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
 - ⑤ 足場のない給気又は排気のための塔
 - ⑥ ロッカー、家具等があり点検不可能なもの
- (2) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期

の点検を行うことを要しない。

4-12 点検に伴う注意事項

- (1) 点検の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (2) 点検の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

第5節 業務の検査

5-1 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約書、仕様書
- (2) 業務計画書、作業計画書
- (3) 報告書（2部）

第6節 施設等の利用

6-1 居室等の利用

供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。

6-2 共用施設の利用

- (1) 建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。
- (2) 建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

6-3 駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

第7節 持ち込み資機材等

7-1 持ち込み資機材の残置

非常駐の業務にあっては、受注者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

7－2 危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

第8節 業務に伴う廃棄物の処理等

8－1 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担とする。

8－2 産業廃棄物等

業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理する。

外壁全面打診調査仕様書

1 業務内容

建築基準法第12条第2項の規定に基づき、建築物の外装仕上げ材がタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）、モルタル等の劣化及び損傷状況に関する全面的なテストハンマーによる打診等調査業務である。

（1）対象施設

① 所在地 館林市市内（詳細な住所は契約時に記載する。）

② 対象建築物の構造・規模

待機宿舎：鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ面積333.82㎡

平成18年3月竣工

（2）点検要領

① 外壁診断

調査対象建築物の壁面全体について、タイル仕上げ等の剥落、欠損、白樺現象及びひび割れ等の調査

② 全面打診法

高所作業車等により外壁面に接近し、全面的にテストハンマーによる打診を行う。

③ 調査結果

全面打診の実施結果を基に、タイル仕上げ等の外壁の剥落、欠損、白樺現象、ひび割れ及び浮き等の状況を立面図に図示する。

（3）その他

業務責任者は、従事者の安全に配慮し業務を遂行するとともに、車両等が対象施設を損傷することがないように留意すること。

また、施設入居者及び近隣住民のプライバシーの保護に配慮し、業務を遂行すること。

上記の他は、特記及び共通仕様書による。調査結果については、特記に示す様式にて報告すること。

建築物点検業務特記仕様書

1. 業務概要

- 1) 業 務 名 : 建築基準法第 1 2 条建築物点検業務委託
- 2) 建築物の所在地 : 群馬県前橋市総社町 1 - 9 - 3 前橋警察署庁舎他 3 1 箇所
(別添「点検施設一覧表(令和8年度)のとおり」)
- 3) 履 行 期 間 : 令和 8 年 月 日から令和 9 年 3 月 26日
- 4) 業 務 範 囲
- ① 本仕様は、■印の付いたものを適用する。
- ② 本仕様書の対象部分は、次のとおりとする。
☐敷地内の全ての施設(_____を除く)
☐その他(_____)
■別添「点検施設一覧表」による。
- ③ 本仕様書の点検内容は、令和6年国土交通省告示第974号(以下、「告示」という。)によるものとする。
- ④ 本仕様書の点検項目は次の項目とする。
■告示の別表(い)欄に掲げる項目のうち損傷、腐食その他の劣化の状況に係るもの
(☐ただし、次の項目を除く。_____)
☐その他(_____)

2. 仕様

1) 報 告 書

- ① 本仕様書の報告書の書式は、「建築基準法 12 条点検シート（建築物）」（点検様式 1）、「点検結果図」（点検様式 2）及び「関係写真」（点検様式 3）とする。
- ただし、項目に不足が生じた場合には報告の際に適宜追加すること。異常のあった部分については、写真等の記録を添付すること。
- また、報告書に添付する各階平面図には防火区画を明示すること。
- ② 本仕様書の報告書の提出は、業務の完了時および施設管理担当者から請求があった時に行うものとする。

2) 貸 与 資 料

業務の実施に先立ち、次の関係資料を貸与する。

- ① 諸官庁提出書類控え
- ☐ 官公署関係届出書()
- ☐ 許認可書類()

② 工事業者関連簿

☐緊急連絡先一覧表 ☐工事関係者一覧表

③ 点検・検査記録簿関連

■過去の点検記録 ☐建築設備定期検査記録 ☐消防設備点検結果報告書

④ 図面類

■竣工図 ☐竣工図の第二原図 ☐各種施工図

☐取扱説明書

⑤ 管理資料

☐カタログ ☐建物維持管理のしおり ☐保証書

☐設計意図伝達書 ☐保守契約リスト

3) 業 務 責 任 者

業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

■氏名 ■年齢 ■資格証（写）

■受注者との雇用関係を証明する書類

4) 業 務 条 件

実施の時間帯は次のとおりとする。実施日は、施設管理担当者と協議する。

①平日（開庁日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く））

 8時30分 ～ 17時15分

②休日（閉庁日：土・日曜日及び祝祭日、年末年始（ 月 日～ 月 日））

 時 分 ～ 時 分

5) 業 務 担 当 者

本業務の実施に先立ち、業務担当者に関する次の事項について、書面をもって施設管理担当者に通知する。なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

■氏名 ■年齢 ■資格証（写）

■受注者との雇用関係を証明する書類

6) 駐 車 場 の 利 用

施設内の駐車場の利用は次による。

■原則として利用できるものとするが、施設管理者への協議を必要とする。

別添

点 検 施 設 一 覧 表（令和８年度）

番号	署別	施設区分	構造・規模	延面積	築年数	経年	備考
1	前橋署	庁舎	CFT-6F、B1F	9,770.61	H16.1.30	22	
2	太田署	庁舎	RC-6F	8,244.34	H7.10.31	30	
3	伊勢崎署	庁舎	CFT-6F	10,346.51	H23.2.28	15	
4	運転免許課	庁舎	S-7F	9,669.62	S62.1.30	39	
5	警察本部	その他	S-1F	624.61	S61.3.27	40	
6	警察本部	待機宿舎	RC-4F	1,220.89	H7.2.28	31	
7	警察本部	待機宿舎	RC-4F	1,226.71	H9.3.6	29	
8	警察本部	待機宿舎	RC-4F	1,269.58	H10.3.6	28	
9	警察本部	待機宿舎	RC-2F	682.04	S56.2.28	45	
10	警察本部	待機宿舎	RC-3F	816.96	S63.3.31	38	
11	警察本部	待機宿舎	RC-3F	816.96	H1.3.15	37	
12	警察本部	待機宿舎	RC-3F	623.04	S56.3.30	45	
13	警察本部	待機宿舎	RC-3F	623.04	S56.3.30	45	
14	警察本部	待機宿舎	RC-4F	1,078.40	H6.2.28	32	
15	前橋署	待機宿舎	RC-3F	645.30	S47.3.31	54	
16	高崎署	待機宿舎	RC-3F	663.60	S57.2.26	44	
17	高崎署	待機宿舎	RC-3F	736.69	H24.3.16	14	
18	高崎署	待機宿舎	RC-3F	418.31	S41.12.10	59	
19	高崎署	待機宿舎	RC-4F	1,371.49	H13.3.16	25	
20	伊勢崎署	待機宿舎	RC-2F	299.37	S40.3.25	61	
21	伊勢崎署	待機宿舎	RC-4F	1,078.40	H4.3.19	34	
22	伊勢崎署	待機宿舎	RC-3F	1,203.37	H19.7.20	18	
23	伊勢崎署	待機宿舎	RC-3F	679.42	S55.3.28	46	
24	伊勢崎署	待機宿舎	RC-3F	707.25	H22.3.26	16	
25	太田署	待機宿舎	RC-2F	633.96	S62.2.28	39	
26	太田署	待機宿舎	RC-4F	1,234.40	H2.3.15	36	
27	太田署	待機宿舎	RC-3F	493.16	H4.3.19	34	
28	太田署	待機宿舎	RC-3F	1,128.39	H21.7.30	16	
29	館林署	待機宿舎	RC-2F	465.55	S47.3.31	54	
30	館林署	待機宿舎	RC-3F	623.16	S53.3.31	48	
31	館林署	待機宿舎	RC-2F	333.82	H18.3.17	20	外壁調査
32	館林署	待機宿舎	RC-3F	566.23	S60.3.15	41	
合 計				60,295.18			

建築基準法12条点検シート(建築物)

【建築基準法第12条第2項の規定に基づく定期点検】

(第1面)

【1. 点検建築物に関する事項】

建築物名称	
棟名称	
用途	
構造	造
階数	地上階地下階塔屋階
延べ面積	m ²
竣工年月	年月

【2. 点検者等に関する事項】

点検責任者	所属	
	職・氏名	
点検者 (県職員)	資格	☐ ()建築士 ()登録 第 号 ☐ 建築設備検査員 第 号 ☐ 維持保全実務経験者 年度交付
	職・氏名	
	所属	
	点検者 (指定管理) (外部委託)	資格
	氏名	
	受注者名 (勤務先)	
点検開始年月日		年月日
点検終了年月日		年月日
前回点検年月日		年月日
次回点検年月日		年月日

※点検方法は、令和6年国土交通省告示第974号及び「特定建築物定期調査業務基準」によること。

※点検業者から提出される定期調査報告書等の写しを添付してください。

Ver.210601

(第2面)

建築基準法12条点検シート(建築物)状況対策等一覧

No	点検場所	点検項目	状況、対策等
備考欄			

1. 敷地及び地盤

・Noは、令和6年国土交通省告示第974号別表の項番号を示す。
・「状況、対策等」欄について
①点検対象の項目について、異常がない項目には「異常なし」、異常があった項目には、コメントを記入しています。
②「－」が記載されている項目は、本施設に点検対象がないことを示しています。

No	点検項目		点検方法	判定基準	状況、対策等
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視等により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。	
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視等又は下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	目視等により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。	

2. 建築物の外部

・Noは、令和6年国土交通省告示第974号別表の項番号を示す。

・「状況、対策等」欄について

①点検対象の項目について、異常がない項目には「異常なし」、異常があった項目には、コメントを記入しています。

②「－」が記載されている項目は、本施設に点検対象がないことを示しています。

No	点検項目		点検方法	判定基準	状況、対策等
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	
(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視等及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	
(6)	外壁 [躯体等]	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。	
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	
(11)	外壁 [外装仕上げ材等]	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等(無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。))により確認し、その他の部分は目視等により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等(落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。))により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後10年を超え、最初に実施する定期調査等にあっては、全面打診等により確認する(3年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。))。	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。	
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。	
(13)		金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。	
(14)		コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	
(15)	外壁 [窓サッシ等]	サッシ等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。	
(17)	外壁 [外壁に緊結された広告板、空調室外機等]	機器本体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。	
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	

3. 屋上及び屋根

・Noは、令和6年国土交通省告示第974号別表の項番号を示す。
・「状況、対策等」欄について
①点検対象の項目について、異常がない項目には「異常なし」、異常があった項目には、コメントを記入しています。
②「－」が記載されている項目は、本施設に点検対象がないことを示しています。

No	点検項目		点検方法	判定基準	状況、対策等
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。	
(2)	屋上回り(屋上面を除く。)	パラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。	
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。	
(5)		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。	
(7)	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況	目視等により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。	
(8)	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。	
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。	

4. 建築物の内部

- ・Noは、令和6年国土交通省告示第974号別表の項番号を示す。
- ・「状況、対策等」欄について
 - ①点検対象の項目について、異常がない項目には「異常なし」、異常があった項目には、コメントを記入しています。
 - ②「－」が記載されている項目は、本施設に点検対象がないことを示しています。

No	点検項目		点検方法	判定基準	状況、対策等
(5)	防火区画 [防火区画の外周部]	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認する。	外壁等、防火設備に損傷があること。	
(6)	壁の室内に面する部分 [躯体等]	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。	
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	
(12)	壁の室内に面する部分 [耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)]	部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。	
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	
(17)	床 [躯体等]	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	
(18)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	
(19)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	
(21)	床 [耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)]	部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	
(24)	天井 [令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分]	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	目視等により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。	
(25)	特定天井 [6m以上の高さにある200㎡以上の天井]	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。	
(26)	防火設備(防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。)又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第112条第19項の規定に適合しないこと。 (例:防火扉が撤去されている。昭和48年以降の建築物で階段室の随時閉鎖式防火戸がヒューズ式になっている。)	
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第112条第19項の規定に適合しないこと。 (例:くぐり戸が撤去されている。)	
(28)		防火扉又は戸の開放方向	目視等及び設計図書等により確認する。	(例:階段室入口の扉が避難方向と逆の開き勝手になっている。)	
(29)		戸(令第112条第19項第二号に規定する戸に限る。)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能(令第112条第19項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る。)に支障があること。 (例:防火扉のヒンジが緩み、戸が垂れ下がって床に接触している。)	
(30)		戸(令第112条第19項第二号に規定する戸に限る。)の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な戸の閉鎖又は作動を確認する。	戸が閉鎖又は作動しないこと。	
(31)		戸の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により戸の閉鎖又は作動に支障があること。	
(32)		常時閉鎖又は作動した状態にある戸の固定の状況	目視等により確認する。	常時閉鎖又は作動した状態にある戸が開放状態に固定されていること。	
(33)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	目視等又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。	

点検様式1

(43)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと。	
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。	

5. 避難施設等

- ・Noは、令和6年国土交通省告示第974号別表の項番号を示す。
- ・「状況、対策等」欄について
- ①点検対象の項目について、異常がない項目には「異常なし」、異常があった項目には、コメントを記入しています。
- ②「－」が記載されている項目は、本施設に点検対象がないことを示しています。

No	点検項目		点検方法	判定基準	状況、対策等
(8)	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。	
(10)		避難器具の操作性の確保の状況	目視等により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。	
(15)	階段 [階段]	階段各部の劣化及び損傷の状況	目視等、触診及び設計図書等により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じ	
(21)	階段 [特別避難階段]	付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視等及び作動により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	
(24)	排煙設備等 [防煙壁]	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。	
(26)	排煙設備等 [排煙設備]	排煙口の維持保全の状況	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	

6. その他

- ・Noは、令和6年国土交通省告示第974号別表の項番号を示す。
- ・「状況、対策等」欄について
- ①点検対象の項目について、異常がない項目には「異常なし」、異常があった項目には、コメントを記入しています。
- ②「－」が記載されている項目は、本施設に点検対象がないことを示しています。

No	点検項目		点検方法	判定基準	状況、対策等
(1)	特殊な構造等 [膜構造建築物の膜体、取付部材等]	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	
(2)		膜張力及びケーブル張力の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。	
(3)	特殊な構造等 [免震構造建築物の免震層及び免震装置]	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	目視等により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。	
(4)		上部構造の可動の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。	
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。又は、本体取付け部及び支柱に著しい錆、緩み、傾斜があること。	
(6)	煙突 [建築物に設ける煙突]	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。	
(7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。	
(8)	煙突 [令第138条第1項第一号に掲げる煙突]	煙突本体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。	
(9)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。	

点 検 結 果 図

	点検項目	
	番号	点検項目
	1	敷地及び地盤
	(1)	地盤
	(2)	敷地
	(3)から(5)	敷地内の通路
	(6)から(7)	塀等
	(8)から(9)	擁壁
	2	建築物の外部
	(1)から(2)	基礎
	(3)から(4)	土台（木造に限る。）
	(5)から(18)	外壁
	3	屋上及び屋根
	(1)	屋上面の状況
	(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
	(6)から(7)	屋根（屋上面を除く。）
	(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
	4	建築物の内部
	(1)から(5)	防火区画
	(6)から(16)	壁の室内に面する部分
	(17)から(22)	床
	(23)から(25)	天井
	(26)から(33)	防火設備
	(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
	(36)から(41)	居室の採光及び換気
	(42)から(45)	石綿等を添加した建築材料
	5	避難施設等
	(1)	令第120条第2項に規定する通路
	(2)から(3)	廊下
	(4)から(5)	出入口
	(6)	屋上広場
	(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
	(11)から(23)	階段
	(24)から(29)	排煙設備等
	(30)から(40)	その他の設備等
	6	その他
	(1)から(4)	特殊な構造等
	(5)	避雷設備
	(6)から(9)	煙突

注)配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

点検様式3

関係写真
(敷地・構造)

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

- (注意)
- [1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検様式1－2の番号、点検項目等に対応したものを記入してください。
 - [4] 「点検結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

契約条項（案）

- 1 業 務 名 建築基準法第12条建築物点検業務委託
- 2 建 築 物 の 所 在 地 群馬県前橋市総社町1-9-3 前橋警察署他31箇所
(別添「点検施設一覧表（令和8年度）のとおり」)
- 3 履 行 期 間 令和 8年 月 日 から
令和 9年 3月26日 まで
- 4 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- 5 契 約 保 証 金 免 除

上記の業務について、発注者と受注者は、おののお対等な立場における合意に基づいて、別添の「建築物点検業務委託契約約款」により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
氏 名 群馬県警察本部長 丸 山 潤 印

受注者 住 所
氏 名 印

建築物点検業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（特記仕様書、共通仕様書。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 4 前項の規定に関わらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行なった指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 8 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第30条の規定に基づき、甲乙協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 甲が、第7条に規定する施設管理担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、施設管理担当者を経由するものとする。
- 13 前項の書類は、施設管理担当者に提出された日に甲に提出されたものとみなす。

(契約代金内訳書及び業務計画書)

- 第2条 乙は、本契約締結後7日以内に、契約代金内訳書を作成し甲に提出しなければならない。なお、契約代金内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。
- 2 乙は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的としてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第4条 乙は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合この限りでない。

- 2 甲は、乙に対して業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号または名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（使用人に関する乙の責任）

第6条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

- 2 乙は、法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。
- 3 乙は、これら以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。

（施設管理担当者）

第7条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。

- 2 施設管理担当者は、この約款の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この約款及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
 - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

（業務責任者）

第8条 乙は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第9条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不適當であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から7日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、施設管理担当者がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から7日以内に乙に通知しなければならない。

(業務の報告等)

第10条 乙は、仕様書に従い、甲に対して報告書を提出しなければならない。

2 甲又は施設管理担当者は、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(貸与品等)

第11条 甲が乙に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)は、仕様書に定めるところによる。

2 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

4 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第12条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ乙に通知し、甲乙協力して建築物の保全に当たるものとする。

(業務内容の変更)

第13条 甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第14条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

る。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第15条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第16条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

3 甲又は施設管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認められるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(損失負担)

第17条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときにはその限度において甲の負担とする。

3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は前項の規定による賠償の責を負わない。

(検査)

第18条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して7日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

(契約代金の支払)

第19条 乙は、前条の検査に合格したときは、委託業務に関する委託料請求書を甲に提出

するものとする。

- 2 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

(第三者による代理受領)

第20条 乙は、甲の承諾を得て契約代金の全額又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。
- 3 甲が乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記された者に契約代金の全部又は一部を支払ったときは、甲はその責を免れる。

(契約不適合責任)

第21条 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求(以下、「追完請求」という。)することができる。

- 2 甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないこと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(解除等)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかの事情が生じた時は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (2) 業務責任者を配置しなかったとき。
- (3) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。
- (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」という。)の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

- (6) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
- (7) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (8) 第25条の規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除したとき（第1項第1号又は第3号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 4 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めた時は契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことのより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えてなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第4項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（損害賠償）

- 第24条 甲は、業務が完了しない間は、第22条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 第22条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
 - 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（乙の契約解除権）

- 第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第13条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 甲が第27条第1項の規定に違反したとき。
 - (3) 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第22条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。
 - 3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

- 第26条 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第22条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 3 乙は、契約が解除された場合において、控室等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

- 第27条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 乙は、甲の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は、譲渡してはならない。

(遅延利息の徴収)

- 第28条 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年3%の割合で計算した遅延利息を徴収する。
- 2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの約款に基づく第19条第2項の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率」の割合で計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償等の徴収)

第29条 乙がこの約款に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第30条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び施設管理担当者の業務の執行に関する紛争については、第9条第2項及び第4項の規定により甲若しくは乙が決定を行なった後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、甲又は乙は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第31条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(補則)

第32条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。